

「こどもまんなか実行計画2025」 の策定について

「こどもまんなか実行計画」について

概要（こども大綱より）

第3 施策の推進体制等

（1）国における推進体制

（こどもまんなか実行計画によるPDCAとこども大綱の見直し）

こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直す。

こども大綱とこどもまんなか実行計画の関係

こども大綱

- ・こども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定めるもの
- ・おおむね5年後を目途に見直し
- ・閣議決定

具体化

こどもまんなか実行計画

- ・こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を取りまとめるもの
- ・毎年改定
- ・こども政策推進会議決定

※ こども未来戦略では、「「こども大綱」の下で「加速化プラン」を含む具体的施策のPDCAを推進していく。」とされており、加速化プランに盛り込まれた施策を含めて、こどもまんなか実行計画によりPDCAを回していく。

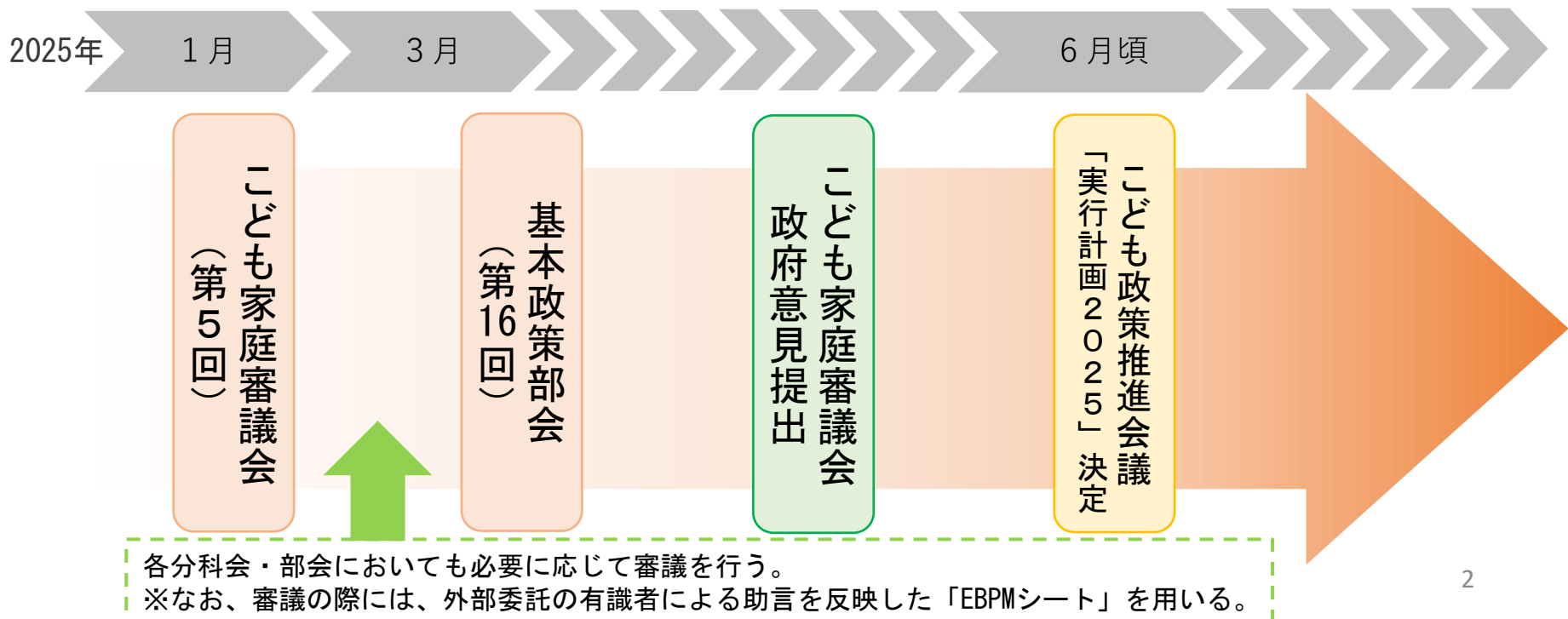
「こどもまんなか実行計画2025」の策定について(案)

2025年1月23日こども家庭審議会（第5回）
資料

○基本政策部会では、こども大綱及びこどもまんなか実行計画に掲げられた施策の進捗状況や数値目標を含めた指標の動きを確認しながら、今後「こどもまんなか実行計画2025」の策定に向け、引き続き、こども・若者の意見聴取を行いながら、各分科会・部会においても審議を行い、春頃を目途にこども家庭審議会としての意見を提出する。その結果を踏まえ、政府において6月頃を目途に実行計画の改定を行う。

【第15回 基本政策部会 秋田部会長発言（抜粋）】

○実行計画2025に向けて、検証・評価を含めて分科会や部会から基本政策部会に御意見を頂戴するという点につきましては、審議会の総会の会長として、各分科会や部会のほうに今日御同意いただいたということで御連絡をさせていただいて、その詳細の中身については、さらに検討させていただくというような形で取り扱わせていただければと思います。よろしくお願いいたします。



「こどもまんなか実行計画2025」の策定に関し参考となる資料

- ・ 「こどもまんなか実行計画2024」 (令和6年5月31日公表)
- ・ 令和7年度母子保健対策関係予算・令和6年度補正予算
- ・ EBPMシート 等

こどもまんなか実行計画2024（概要）①（令和6年5月31日子ども政策推進会議決定）

こどもまんなか
こども家庭庁

実行計画の概要

- こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、**幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプラン**。
 - こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、**387※の項目を提示**。

※再掲を含む

こども大綱の6つの基本方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
 - ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
 - ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
 - ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
 - ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
 - ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。
- 今後、**こども家庭審議会において施策の実施状況や指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年、骨太の方針までに改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映**。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。
 - **新規・拡充施策を中心に具体的な工程表を示すとともに、すでにこども大綱で設定している数値目標を含めた指標（75指標）に加え施策の進捗状況を把握するための288※の指標を提示**。

※再掲を含む

こどもまんなか実行計画2024（概要）②

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども基本法やこどもの権利条約※に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知 等

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進、生活習慣の形成・定着 等

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化 等

(4) こどもの貧困対策

教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援 等

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こども家庭センターの整備、家庭支援の推進 等

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法案の提出 等

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、乳幼児健診等の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、幼児教育・保育の質の向上 等

(2) 学童期・思春期

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等

(3) 青年期

高等教育の充実、若者への就職支援、「賃上げ」に向けた取組、結婚支援 等

※こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。

こどもまんなか実行計画2024（概要）③

3 子育て当事者への支援

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
男性の育児休業取得支援、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等
- (4) ひとり親家庭への支援
親子交流・養育費の確保 等

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- ・「こども若者★いけんぷらす」の着実な実施
- ・地方公共団体へのガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援
- ・社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進 等

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
- ・人材の確保・育成・支援、組織間の連携強化
- ・切れ目のない「ネットワーク」による地域における包括的な支援体制の構築・強化
- ・「こども政策DX」の推進に向けた手続き・事務負担の軽減、情報発信
- ・こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 等

3 施策の推進体制等

- ・自治体こども計画の策定促進
- ・安定的な財源の確保 等

II こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

「健やか親子21」による全国的な普及啓発の推進

乳幼児期は、こどもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。このため、こどもが食生活を始めた基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、社会全体に向けた普及啓発として「健やか親子21」のウェブサイトにおいて、母子保健に係るコンテンツを包括的に情報発信していく。

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

プレコンセプションケアの推進

男女を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを含め、性や生殖に関する健康支援を総合的に推進する性と健康の相談センターにおいて、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援や、性に関する教育等を行う専門家等に対する研修等を継続的に実施する。

プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究、相談支援、人材育成等の推進

「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する知見の収集、評価・分析、人材育成等のシンクタンク機能の充実を図る。あわせて、令和6年度より、国立成育医療研究センターを含む全国の拠点病院に設置された妊娠と薬外来と性と健康の相談センターが連携し、基礎疾患を持つ妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する、妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を行う。

II こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組の一環として、特設ウェブサイトにおける、母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツの社会全体に向けた情報発信を継続する。また、成育過程にある者の心身の健やかな成育や妊産婦の健康の保持・増進に寄与する取組の普及を図るため、「健やか親子21全国大会」を定期的で開催し、当該取組を推進している個人・団体・地方公共団体・企業の表彰を行う。

「健やか親子21」の妊娠・出産・子育て期の健康に関する妊婦や保護者等に向けた普及啓発の取組と連携し、関連イベントでパンフレットを配布するなど、「はじめの100か月の育ちビジョン」の内容やそれを踏まえた具体的な行動の在り方に関する広報を実施する。

母子保健のデジタル化の推進

令和4年度に厚生労働省で開催された検討会を踏まえ、産後ケア事業等の情報を標準化し、マイナポータルを通じて閲覧できる情報を拡充していく。妊婦健診等の母子保健情報の情報連携として、マイナンバーカードを健診の受診券として利用するとともに、マイナポータル等を活用して、事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組について、複数の地方公共団体で実証事業を実施しているところ、今後、情報連携の対象となる母子保健業務及び実施する地方公共団体を拡大し、住民・地方公共団体・医療機関間の母子保健情報の迅速な共有や業務効率化を進める。

電子母子健康手帳を原則とすることに係る課題と対応の整理も進める。

II こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こども家庭センターの体制整備

虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの整備を促進する。また、こども家庭センターが、妊産婦、子育て家庭のSOSを受けとめるとともに、ヤングケアラーや保護者の思想信条等を背景とする等、自覚しづらく支援を求めづらい状況にあるこども等のSOSを、こどもと日々の接点を有する学校等の関係機関の目を通して着実に把握し、自立支援等を含め必要な支援を届けるための相談対応体制を整備する。具体的には、こども家庭センターにおいて、学校や精神科医療機関、妊産婦等生活援助事業等の各種機関や事業と連携して個々の家庭の状況等に応じたサポートプランを作成し、家庭支援事業等の支援につなげる。

予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への必要な支援の提供

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠を含めた性に関する相談支援や、若年妊婦等への支援に積極的なNPO等がアウトリーチやSNSによる相談支援を実施するための支援を行う。また、若者向けの相談支援サイト「スマート保健相談室」において、性や妊娠の悩みに対応する知識や予期せぬ妊娠等の相談窓口の情報を引き続き提供していく。更に妊婦健診未受診の妊婦などを必要な支援につなげるため、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見して、適切な支援につなげる。

II こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

C D R の体制整備に必要な検討の推進

こどもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたチャイルド・デス・レビュー（C D R : Child Death Review）の取組を加速するため、都道府県が行う体制整備モデル事業において収集した同意取得や予防策の好事例の横展開を図る。あわせて、広報啓発事業によってC D Rの意義についての国民的な理解を促進するとともに、モデル事業を通じて把握された課題等を検証し、関係省庁とも連携して、C D Rの全国展開に向けた体制整備の検討を強力に進める。

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

不妊症・不育症・出生前検査に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

不妊症・不育症に関する広報・啓発を継続的に実施し、不妊症や不育症に関する国民の理解を深め、治療を受けやすい環境整備を推進する。また、性と健康の相談センターにおいて、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援を行う。さらに、出生前検査に関する適切な情報提供・相談支援を推進する観点から、出生前検査に関する相談支援を担う地方公共団体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報提供及び認証制度等の啓発を行う。

周産期医療体制の整備

良質かつ適切な周産期医療や母子に対する切れ目ない支援を提供するため、令和6年度から令和11年度までの第8次医療計画を通じて、医療機関の役割分担等により、周産期母子医療センター等の基幹施設を中心として、NICU・MFICUの医療機能や周産期専門医等の高度専門人材の集約化・重点化を進めるとともに、周産期医療に関する協議会への幅広い関係者の参画や当該協議会と小児・母子保健等に関する協議会の情報共有を図るなど、引き続き、都道府県と連携した取組を進める。あわせて、地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、¹⁰遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの交通費及び宿泊費支援を行う。

II こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

里帰り出産を行う妊産婦への支援及び医療と母子保健との連携の推進

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）を踏まえ、住所地と里帰り先の地方公共団体や医療機関との間の情報共有・連携を促すことで、里帰り妊産婦への切れ目のない支援の提供の推進を図るとともに、令和5年度の調査研究において、里帰り出産をする妊産婦の課題等について把握した結果等を踏まえて、情報共有・連携の在り方等について検討を行う。また、医療と母子保健の連携を推進する観点から、成育医療等基本方針に基づく計画の策定等を行う協議会を設置・開催する都道府県に対する補助を継続する。

産前産後の支援の充実と体制強化

産後ケア事業の全国展開を目指すとともに、希望する全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保の取組、支援の必要性の高い利用者を受け入れる産後ケア施設への支援の拡充や、妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク体制の構築等の養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行う。

新生児マススクリーニング検査の拡充に向けた検証の推進及び新生児聴覚検査に関する取組の推進

新生児マススクリーニング検査について、こども家庭科学研究「新規疾患の新生児マススクリーニングに求められる実施体制の構築に関する研究」（令和5～7年度）において、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝カウンセリングの在り方等の課題について整理を行うとともに、重症複合免疫不全症（SCID）及び脊髄性筋萎縮症（SMA）を対象として、令和5年度よりマススクリーニング検査の拡充に向けた検証をモデル的に実施し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。また、新生児聴覚検査について、全ての市町村において当該検査の公費負担を実施するよう必要な働きかけを行うなど、全国の市町村における聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組を進める。

乳幼児健診の推進

生後1か月は多種多様な先天性疾患が顕在化する時期であるとともに養育者が不安を感じやすい時期であることや、5歳は社会性が高まり、発達障害が認知されやすい時期であること等を踏まえ、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防、悩みを抱える保護者等の早期発見や支援、児童虐待の予防・早期発見等の観点から、1か月児及び5歳児の健康診査の実施に係る支援を進め、全国展開を目指す。

II こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

入院中のこどもに付き添う家族の環境整備にむけた取組の充実

入院中のこどもやその家族等が安心して入院生活を送ることができるよう、入院付添いの環境を改善するための取組を推進する。

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施

地方公共団体と協力し、乳幼児健診等の未受診など、関係機関が状況を確認できていないこどもの状況を把握する。また、支援を必要とする家庭については、こども家庭センターにおいてサポートプランの作成を行う等により、適切な支援・サービスにつなげる取組を推進する。

II こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

(2) 学童期・思春期

多様な関係者が連携・協働した食育活動の推進

こどもが食生活を始めた基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、成育医療等基本方針に基づく国民運動である「健やか親子21」の普及啓発を始め、家庭、地域、企業、民間団体等の多様な関係者が連携・協働して、農林漁業体験機会の提供など、食に関する情報や知識、伝統や文化等を理解することに寄与する食育活動を推進する。

性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進

性と健康の相談センターにおいて、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援や、性に関する教育等を行う専門家等に対する研修等を継続的に実施する。また、若者向けの相談支援サイト「スマート保健相談室」において、性や妊娠の悩みに対応する知識や相談窓口の情報を引き続き提供していく。

予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠、性感染症等を含めた性に関する相談支援や、若年妊婦等への支援に積極的なNPO等がアウトリーチやSNSによる相談支援等を実施するための支援を継続的に実施する。

また、若者向けの相談支援サイト「スマート保健相談室」において、性や妊娠の悩みに対応する知識や予期せぬ妊娠等の相談窓口の情報を引き続き提供していく。

Ⅲ こども施策を推進するために必要な事項

2 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM

成育医療等に関するシンクタンク機能の充実

「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する知見の収集、評価・分析、人材育成等のシンクタンク機能の充実を図る。